

# 伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月5日(水) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

## 3. 農業委員

### ①出席委員 13人

会長	14番	浜西	岩三郎
委員	1番	宮崎	敏郎
	3番	福田	榮次郎
	4番	大林	茂樹
	5番	松本	安幸
	6番	大川	利光
	7番	清水	重文
	8番	木下	幸保
	9番	小野瀬	マサエ
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	中村	高律
	13番	小田	輝彦

### ②欠席委員 なし

## 4. 農地利用最適化推進委員

### ①出席推進委員 12人

第1区	島本	千代治
第2区	佐竹	元
第4区	高野	晃一
第5区	山本	睦夫
第6区	松澤	周作
第7区	兵頭	英樹
第8区	井上	利彦
第9区	中村	修二
第10区	中里	和也
第10区	田中	浩二
第11区	梶原	利幸
第12区	梶原	好一
第13区	堀内	保

### ②欠席推進委員 1人

第3区	山寄	勝司
-----	----	----

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第30号 時効取得について
- 日程第4 報告第31号 時効取得について
- 日程第5 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第6 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第7 報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第36号 伊方町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 日程第10 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第27号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

## 6. 出席した事務局職員

主 事 官 本 聖 真  
事務職員 菊 池 嘉 起

## 7. 会議の概要

- 事務局           ただ今から、4月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長               (浜西会長・あいさつ)
- 事務局           それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則第3条によりまして、浜西会長をお願いします。
- 議長              ただ今から、4月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、  
13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長              日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長              異議なしと認めます。  
それでは、11番 松本委員さん、12番 中村委員さんをお願いいたします。
- 議長              次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長              異議なしと認めます。  
よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長  
事務局           次に、日程第3、報告第30号「時効取得について」を事務局よりお願いします。  
1ページの報告第30号をご覧ください。  
(報告書朗読)  
本件時効取得は、民法第162条第1項で、「20年間、所有の意思をもって、平穩にかつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっておりますので、農地法第3条による許可は不要となります。  
以上で説明を終わります。
- 議長              ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)
- 議長              質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長  
事務局           次に、日程第4、報告第31号「時効取得について」を事務局よりお願いします。  
2ページの報告第31号をご覧ください。  
(報告書朗読)  
本件時効取得も、民法第162条第1項で、「20年間、所有の意思をもって、平穩にかつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっておりますので、農地法第3条による許可は不要となります。

議長 以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第5、報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局 3ページの報告第32号をご覧ください。  
(報告書朗読)

本件は、遺産分割によるもので、この場合、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっております。

議長 以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第6、報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局 4ページの報告第33号をご覧ください。  
(報告書朗読)

本件も、遺産分割によるもので、先程と同様に、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっております。

議長 以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第7、報告第34号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局 5ページの報告第34号をご覧ください。  
(報告書朗読)

本件も、遺産分割によるもので、先程と同様に、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっております。

議長 以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました。報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第8、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局 6ページの報告第35号をご覧ください。  
(報告書朗読)  
本件も、遺産分割によるもので、先程と同様に、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。  
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第9、報告第36号「伊方町農地利用最適化推進委員候補者の決定について」事務局よりお願いします。

事務局 7ページから8ページの報告第36号をご覧ください。  
(報告書朗読)  
農地利用最適化推進委員の委嘱は、農業委員会等に関する法律第17条で、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっています。  
この場合、改選前の農業委員会が行い得るのは、推薦・応募のあった者の中から推進委員候補者を決定することまでです。推進委員候補者を次期農業委員会へ申し送りしたうえで、最終的に推進委員を委嘱(決議)できるのは、改選後の農業委員会となります。  
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。  
(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第10、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 事務局より提案説明をお願いします。  
9ページは議案第26号の議案書、10ページは位置図です。  
それでは、議案を読み上げます。  
(議案書朗読)  
譲渡人は、農業に従事することが困難な状況であり、農業後継者もいないため、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。  
売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車3台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機2台、モノラック11基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については、該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間280日従事しているということですので、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域の調和要件ですが、譲受人は、同じ地域内で耕作をしておりますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第1区の島本推進委員さんからお願いします。

第1区  
島本推進委員

宮崎委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には、影響が無いものと思われま

議長

次に、1番の宮崎委員さんからお願いします。

1番

島本推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題は無いものと思

宮崎委員

ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

議長

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第11、議案第27号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

11ページの議案第27号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和5年3月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が1件で1筆、面積は、347㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するもの

であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

議長

その他を議題とします。

委員さんから、その他について、ありませんか。

(質問・意見なし)

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)